

平成27年度群馬県特別支援学校機能強化モデル事業
(特別支援学校のセンター的機能充実事業)実施要領

群馬県教育委員会

1 趣 旨

この要領は、「特別支援学校機能強化モデル事業」委託要項（平成25年5月16日
文部科学省初等中等教育局長決定）に基づく委託を受けて、群馬県教育委員会において
事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 実施期間

実施期間は、平成27年4月9日から平成28年3月31日までとする。

3 実施方法

群馬県教育委員会は、各特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、地域内の小・
中学校等に対するセンター的機能を充実させるため、次の取組を行う。

(1) 特別支援学校としての専門性を強化

- ① 特別支援学校に外部人材（医師、大学教授、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を派遣し、幼児児童生徒の実態把握、個別の指導計画の作成、教材・教具の工夫、評価などについて、専門的な視点からの指導方法の改善を図るため、連携して対応する。
- ② 特別支援学校は、外部人材を活用し、自立活動、キャリア教育・職業訓練、ICT・AT等の専門性向上のための校内研修の実施や計画的な授業研究会等を実施する。
- ③ 特別支援学校間の連絡会議や複数の特別支援学校が合同で研修会を開催する等、各特別支援学校の持つ教育内容・方法、教材・教具等に関する情報をお互いに共有することで、特別支援学校における専門性の充実を図る。

(2) 特別支援学校間での役割分担

- ① 群馬県教育委員会は、県内全域を4つの地域（中部、西部、北部、東部）に分け、各特別支援学校（県立特別支援学校全校）の担当地域を指定し、県単独の事業である「小中学校、高等学校等サポート事業」を活用した巡回相談等を行う。
- ② 各特別支援学校は、担当地域の全小・中学校等の実態把握及び小・中学校等のニーズを整理し、地域の要請に的確に対応できるように連携して支援体制の構築を目指す。

(3) 地域内の小・中学校等を支援

- ① 特別支援学校が中心となり、各地域内の小・中学校等との連絡会議を随時開催し、特別支援学校と小・中学校等における連携体制を構築する。
- ② 特別支援学校は、児童生徒の理解や指導法、授業研究等について、小・中学校等の教職員を対象とする公開授業や研修会等を実施する。
- ③ 群馬県教育委員会は、外部人材を地域内の小・中学校等へ派遣し、幼児児童生徒の実態に即した教材教具の開発や授業研究等についての支援を充実することで、小・中学校等における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する。

4 業務内容

外部人材による業務内容は次のとおりとする。

- (1) 認定こども園、保育所・幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校等への、特別支援学校の専門アドバイザーが対応しているケース及び県立特別支援学校における指導に対し、それぞれの外部人材の特性を生かした支援が必要なケースについての助言等を行う。ケースによっては、小・中学校等を直接訪問して相談支援を行う。
- (2) 外部人材及び専門アドバイザーによるケース検討会を開催し、協議する。ケース検討会の招集は特別支援教育室長が行う。
- (3) 指導に当たる教職員や専門アドバイザーの資質の向上のための研修における指導助言等を行う。

5 派遣方法等

【別紙1】及び【別紙2】の通りとする。

6 経費の支出

特別支援教育室長は、専門アドバイザーから提出された報告書に基づき、予算の範囲内で、外部人材による支援に要した費用（謝金、旅費等）を支出する。

7 その他

この要領に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、必要に応じ、群馬県教育委員会が別に定める。

